

令和 8 年 2 月 13 日



守山市 記者提供 資料

担当部署 地域総合センター
 担当者 中嶋
 電話 077-585-4822
 FAX 077-585-5254

知ってほしい！登録してほしい！「事前登録型本人通知制度」 中学生がオリジナル啓発ティッシュを配布

趣旨・目的

市立守山中学校の生徒が、「事前登録型本人通知制度」の認知を広め、登録者数を増やすために、自分たちで考えた啓発ティッシュを市庁舎正面入り口で配布します。

※「事前登録型本人通知制度」は、あらかじめ登録しておくと、自分の戸籍謄本などが第三者等に交付されたときに、そのことを知らせる制度です。戸籍謄本などの不正請求を制度が防止する効果を発揮するためには、最低でも 10% の登録率が必要であると言われています。(市内登録率約 1.1% ※2026 年 1 月現在)

また、活動している中学生が「学び」から「行動」への過程を実践することで、差別の解消を目指し、主体的に行動できる力を身につける機会とします。

日時・場所

2026 年 2 月 26 日（木）午後 3 時から午後 3 時 45 分まで

守山市役所正面入口等（守山市吉身二丁目 5-22）

啓発ティッシュ作成のあゆみ

- 2024 年 11 月、守山市地域総合センターが実施する第 13 回中学生自主活動学級において、市民課、人権政策課職員協力のもと「事前登録型本人通知制度」についての講座を実施。その中で意見交流を行ったところ、登録者を増やすためにティッシュを配るというアイデアが中学生から出ました。（※詳細は別途資料）
- 2025 年 9 月、第 9 回中学生自主活動学級にて、中学生と市民課、人権政策課職員が意見を交わしながら啓発ティッシュのデザイン案を作成しました。

なお、2 月 16 日（月）から 2 月 27 日（金）まで、来庁者が啓発ティッシュを自由に持ち帰れるように、地域総合センター、人権政策課、市民課、学校教育課窓口に啓発ティッシュと卓上のぼりを設置します。



生徒会手作りのオリジナルキャラクター「せったくまるん」も配布に参加します！

※自主活動学級について

1980 年開講。市立守山中学校の生徒希望者が、部活動後、地域総合センターに集まり「人権意識の高揚」、「仲間づくり」を目的に学び、活動しています。

中学生自主活通信

発行：2024年12月2日
守山市地域総合センター

第13回 「人権を守る、差別を防ぐ～本人通知制度って何？」

11月6日（水）第13回の中学生自主活動学級は、人権政策課の小濱さん、市民課の大橋さん、地域総合センターの中嶋が講師を担当しました。市役所3つの課が協力をして自主活の講師を担当したのは、おそらく自主活史上初だと思います。参加者も生徒19人、支援者8人の合計27人でした。たくさんのご参加ありがとうございました。

今年度の自主活は、「知ること」、「気づくこと」、「交流すること」を中心に活動してきましたが、今回は差別を無くすために「行動する」ということがテーマです。「事前登録型本人通知制度」とはいったいどんな制度なのでしょうか。

【この制度ができた背景】

2011年、「プライム事件」という事件が起きました。約2万件の*戸籍や*住民票が不正に取得され、5人の逮捕者がいました。弁護士や司法書士などの8業士は、業務上戸籍や住民票を取得できる権限があります。この権限を悪用し不正取得が行われることがあります。このような不正取得は、わかっているだけでも1985年から繰り返し発生し、法制度の改正が行われてきましたが、いまだに不正取得が起こっているのが現状です。

不正取得の主な目的は、「身元調査」です。「身元調査」とは、「出身地・家柄・血筋・職業(歴)・学歴・交友関係・家族状況・財産」などについて、結婚や採用の際に調べることです。追跡調査によると、不正取得の背景にある依頼の約9割が、結婚相手の身元調査が目的であったとわかっています。親や親族が結婚相手の素性について調べ、部落出身だとわかると結婚に反対するというような事案が、いまだに全国各地で起こっています。この不正取得はプライバシーの侵害だけでなく、人権侵害にも大きく関係しているのです。

この問題において、不正取得をする業者にも非があるのはもちろんですが、根本的な問題は、依頼者のニーズがあるからです。結婚は憲法第24条第1項で「婚姻は両性の合意のみに基いて成立する」と規定されています。出身地や住んでいるところを理由に結婚差別をするなど、あってはならないことです。しかし、身元調査を依頼する人や業者は、「親戚が気にするから」、「みんなやっているから」、「部落の人間にも悪いイメージを持たれる原因がある」などと、自分を正当化し、自分が差別に加担して拡散しているという罪の意識はありません。

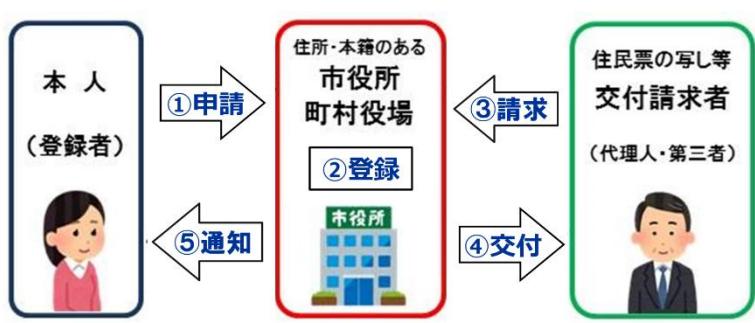
不正取得の流れ



【事前登録型本人通知制度とは？】

このような不正取得を抑止し、人権やプライバシーを守るために作られた制度が事前登録型本人通知制度です。仕組みについて、右の図の流れに沿って説明します。

- ① 本人が市役所に登録の申請
- ② 市役所で登録
- ③ 第三者が取得を市役所に請求
- ④ 市役所が戸籍・住民票を交付
- ⑤ 取得されたことを市役所が登録者に通知



守山市は2013年4月から導入



この事前登録型本人通知制度がきっかけで、2021年、栃木県宇都宮市の行政書士が逮捕されました。この行政書士は、5年間で探偵社55社から依頼を受け、計約3,500通の戸籍などを不正取得し、約7,000万円の報酬を得ていたことがわかっています。

事前登録型本人通知制度が機能し、犯罪を立件できたことはひとつの成果ですが、それまでにすでに3,500通も不正に取得されてしまっていたということも事実です。そして、残念ながら、これは氷山の一角でしかなく、今もなお不正取得は続いている。守山市でもこの制度を2013年に導入し、11年が経ちましたが、登録率は0.9%（2024年11月現在）にとどまっています。各市町村によって登録率に違いはありますが、滋賀県全体の登録率でもわずか0.84%（2024年4月現在）というのが現状です。つまり、制度はできたものの、登録率が低すぎるため、不正取得に対する抑止効果が十分でないということです。人権を守り、不正取得を抑止するためには、登録率10%を目指したいところです。

【登録方法】

守山市では、先月から窓口に行かなくても、オンラインで申し込みができるようになりました。これは、登録率を上げる大きな追い風です。反差別の取り組みとして、一人でも多くの人に登録にご協力いただけたとありがたいです。守山市だけでなく、他市町村でも登録のやり方は同じです。ただし、オンライン申請については、導入しているかどうかは市町村によって違いがありますのでご了承ください。

【守山市の登録方法】

申込場所：市民課、速野会館、中洲会館、市HPからオンラインで申請も可

申込時間：8時30分～17時15分

必要な物：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
(申込書は窓口にあります)

所要時間：5～10分

登録費：無料

※15歳未満は代理人（保護者）に申請してもらう。保護者の本人確認書類が必要



【意見交流】

後半は、「どうすれば登録率が増えるか」、「どうすればこの制度が良くなるか」についてグループで意見を出し合って交流しました。様々な意見が飛び交い、活発な意見交流会となりました。



「どうすれば登録率が増えるか」

- ・ラジオで情報発信をする
- ・学校や地域の公民館で教える
- ・改札に広告をはる
- ・SNSやYouTube広告で知らせる
- ・登録したらお金を渡す
- ・ティッシュ配りで呼びかける
- ・中3の授業で行って登録させる
- ・ひょっこりはんや西川貴教に宣伝してもらう

「どうすれば制度が良くなるか」

- ・戸籍が業者にとられる前に本人に連絡する
- ・LINEから登録できるようにする
- ・アプリを作る
- ・登録したら市内で使えるマチコ（まちのコイン）というポイントを配ると、登録率増加も期待できるし、地域の活性化にもつながる
- ・高校入学時点で登録を義務化する

この本人通知制度に登録をすることは、「自分が反差別のための一歩を踏み出した」ということです。私が実際に登録をした時、人権問題が「他人事」から「自分事」に変わったという実感がありました。みなさんもその一歩を踏み出しませんか？

【みんなの感想】

- ・他人事だと思っていた差別が、今回の学習で自分事だと捉えられたと思います。「差別を知る学習」だけではなく、「差別を無くすため」の学習がもっと増えたらいいなと思います。
- ・15歳になったら登録したいと思います。友だちや家族にも話したいです。